

事務連絡  
令和3年11月30日

任意継続被保険者 各位

東京都家具健康保険組合  
業務部 業務課

### 任意継続被保険者の「資格喪失事由」の追加について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、任意継続被保険者の資格喪失につきましては、健康保険法で定められた資格喪失事由に該当した場合に、その資格を喪失することとされております。今般、健康保険法の一部を改正する法律が公布され、令和4年1月1日以降、資格喪失事由に「任意継続被保険者からの申出（以下、⑦）」が追加されることとなりましたのでご案内いたします。

また、以下に挙げた資格喪失事由に該当する場合（以下、①を除く）は、まず当健康保険組合にご連絡をお願いします。

なお、各資格喪失事由に伴う資格喪失手続きにつきましては、裏面の【資格喪失手続きの流れ】をご参照ください。

#### 【資格喪失事由と資格喪失日】

- ① 資格取得した日より2年を経過したとき → 2年を経過した日
- ② 死亡したとき → 死亡した日の翌日
- ③ 保険料を正当な事由なく納期限までに納入しないとき → 納期限日の翌日
- ④ 適用事業所に使用され被保険者となったとき → 就職し新たに資格取得した日
- ⑤ 船員保険の被保険者になったとき → 就職し新たに資格取得した日
- ⑥ 後期高齢者医療の被保険者となったとき → 後期高齢者医療の対象となった日
- ⑦ 任意継続被保険者からの申出 → 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申出があった場合には、その申出が受理された日の翌月1日

#### 【新たに追加される⑦の施行日】

- 令和4年1月1日以降の申出より ※ 最も早い資格喪失日で令和4年2月1日付けとなります。

### 【資格喪失手続きの流れ（①から⑥の場合）】

本人：当健康保険組合に資格喪失事由に該当したことを電話で伝える。  
※就職した等、具体的な理由をお伝えください。



健保：当健康保険組合より、「資格喪失届」をご自宅宛てに送付します。



本人：「資格喪失届」に必要事項を記入及び押印し、保険証を添付のうえ、当健康保険組合に発送する。

※④及び⑤並びに⑥（75歳未満で対象になった場合のみ）の資格喪失事由による資格喪失の場合は、新たに交付された保険証の写しも必要となります。



健保：手続きが完了しましたら「資格喪失確認通知書」をご自宅宛てに送付します。

### 【資格喪失手続きの流れ（新たに追加される⑦の場合）】

本人：当健康保険組合に「任意継続被保険者でなくなることを希望する」ことを電話で伝える。



健保：当健康保険組合より、「資格喪失届」をご自宅宛てに送付します。



本人：「資格喪失届」に必要事項を記入及び押印し、当健康保険組合に発送する。

※保険証は、「資格喪失届」には添付せず、資格喪失日後、速やかに当健康保険組合までご返却ください。

※原則として、申出後に取り消しはできません。



健保：資格喪失日が到来し、手続きが完了しましたら「資格喪失確認通知書」をご自宅宛てに送付します。

※資格喪失日は、当健康保険組合が「資格喪失届」を受理した日の属する月の翌月1日となります。